平成２５年（フ）第６０９号
川崎市川崎区追分町16番12―204号　清水第２ハイツ
破産者　福井　君治
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
千葉県八街市朝日241番地９
破産者　五十嵐キリ子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０８号
相模原市南区鵜野森３丁目39番５―102号
破産者　村瀬　晋一
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２１号
千葉県八街市朝日241番地９
破産者　五十嵐智彰
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４１号
福井市下江守町108　ＶＩＬＬＡＴＯＮＡＩ101号室、開始決定時の住所福井市グリーンハイツ８丁目104
破産者　九住　竜夫
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２６号
名古屋市熱田区尾頭町３番35号、申立時の住所名古屋市昭和区川名本町１丁目44番地
破産者　遠藤　弘子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３３号
愛知県春日井市乙輪町２丁目61番地１　パレス春日井802号
破産者　田代　和幸
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８７７号
名古屋市北区如来町67番地　メゾン苗田102号
破産者　中野　孝行
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７２号
名古屋市名東区一社４丁目17番地
破産者　伊藤恵美子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２９６号
愛知県半田市亀崎町５丁目65番地
破産者　稲吉　竜史
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８８号
大阪府泉大津市池浦町１丁目10番27―703号、前住所大阪府泉大津市西港町14番12号
破産者　大川　恵子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番17―407号、前住所大阪府岸和田市天神山町１丁目２番５―105号
破産者　鎌田　静夫
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番17―407号、前住所大阪府岸和田市天神山町１丁目２番５―105号
破産者　鎌田　廣子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９６２号
神戸市垂水区青山台１丁目10番６号
破産者　澤村　治男
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５３号
広島県安芸郡熊野町初神４丁目17番24号
破産者　中本一良志
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２４号
広島市東区中山西１丁目８番12―101号
破産者　濱本留利子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
徳島県那賀郡那賀町雄字屋敷野70番地２
破産者　東根　功明
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第５１号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5357―７コーポＪＵＮ201号
破産者　宮崎　　勝
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第４５１号
熊本市中央区坪井２丁目３番22号、前住所熊本県菊池郡菊陽町光の森７丁目27番地12
破産者　猪原　裕樹
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係